

平成 21 年 度

事業計画



人間を救うのは、人間だ。

赤十字基本原則宣言

第20回赤十字国際会議は、赤十字活動の基礎である次の基本諸原則を宣言する。

人 道 (Humanity)

赤十字は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的および国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字はすべての国民間の相互理解、友情、協力および堅固な平和を助長する。

公 平 (Impartiality)

赤十字は、国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合、もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中 立 (Neutrality)

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字は戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

独 立 (Independence)

赤十字は独立である。各国赤十字社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律にしたがうが、つねに赤十字の諸原則にしたがって行動できるようにその自主性を保たなければならない。

奉 仕 (Voluntary Service)

赤十字は利益を求めない奉仕的救護組織である。

単 一 (Unity)

いかなる国にもただ一つの赤十字しかありえない。赤十字社はすべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性 (Universality)

赤十字は世界的機構であり、そのなかにおいてすべての赤十字社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

(1965年ウィーンで開催された第20回赤十字国際会議議決)

目 次

I	事業運営の基本方針	1
II	事業運営計画	2
第1	災害救護事業	2
1	救護要員の研修及び養成	2
2	救護訓練	2
3	救護装備の整備	3
4	防災ボランティア体制の整備	4
5	災害救援物資の備蓄と見舞金の贈呈	4
6	義援金の募集	4
第2	国際救援活動	5
1	カンボジアにおける義肢供給支援事業	5
2	海外赤十字社・赤新月社における開発協力支援事業	5
3	救援金の募集	5
4	「海外たすけあいキャンペーン」の実施	5
5	国際救護要員の養成	5
第3	医療事業	6
1	病院運営の健全化	6
2	医療提供体制の充実	7
3	患者サービスの向上	9
4	医療社会事業の推進	10
第4	看護師養成事業	13
1	成田赤十字看護専門学校	13
2	日本赤十字看護大学	13
第5	血液事業	14
1	供給計画	14
2	採血計画	15
3	献血者登録制度の推進	16
4	献血啓発活動	16
5	医薬情報活動の推進	16
6	製剤業務の集約及び千葉港センターの移転	16
7	関連事業への協力	17
第6	救急法等普及事業	18
1	対象別の救急法講習の開催	18
2	新カリキュラムによる家庭看護法講習の開催	18
3	託児付き幼児安全法講習の開催	18
4	救急法等資格継続フォローアップ研修の実施	19
5	講習普及に関する体制整備	19

6	救急法の内容を取り入れたイベントの開催	19
7	広報活動の充実	19
第7	赤十字奉仕団	21
1	奉仕団共通項目	21
2	各種赤十字奉仕団活動	21
第8	青少年赤十字	31
1	活動目標	31
2	会議の開催	31
3	研修会等の開催	32
4	「千葉県青少年赤十字のつどい」の開催	32
5	青少年赤十字研究推進校の指定と研究促進	33
6	国際交流事業	33
7	国内交流事業	33
8	総合的な学習の時間等への支援	33
第9	援護事業	35
1	援護事業の推進	35
第10	社会福祉事業	35
1	義肢製作所の運営	35
2	地域福祉活動の推進	36
第11	赤十字会館の建設	37
1	会館の規模、構造	37
2	会館の概要	37
3	所要経費	37
4	建設スケジュール	37
第12	社員制度の拡充と広報活動	38
1	社員増強・社資募集運動	38
2	広報活動	40
3	赤十字大会等の開催	40
4	有功会活動の促進	41
5	表彰	41
6	地域（地区・分区）活動の充実	41
第13	事業推進に関する会議及び研修	42
1	会議の開催	42
2	研修会の開催	42
第14	収支予算の概要	44
1	一般会計	44
2	医療施設特別会計	46
3	血液事業特別会計	48

I 事業運営の基本方針

現代社会では、政治や民族、宗教の対立によるテロや紛争が絶えず、多くの犠牲者が発生している。また、大規模地震や地球温暖化、異常気象による豪雨や洪水、干ばつなどの災害も多発しており、更に新型インフルエンザの流行が新たな脅威となっている中、赤十字の人的活動への期待と要請が益々高まっている。

千葉県支部では、災害対策機能を備えた新社屋が8月竣工予定であり、赤十字活動の拠点として、また、安全な血液を安定的に供給する拠点として、県内はもとより、国内外においても「人のいのちと健康、尊厳を守る」人道的諸活動を積極的に展開する。

災害救護事業については、より迅速かつ効果的な災害救護活動を展開するために、仮設の診療所となる国内型緊急対応ユニット（d E R U）を核とした災害救護活動の強化を図る。

国際救援活動については、カンボジアにおける義肢供給事業、ネパールにおける青少年教育等支援事業、ジンバブエにおけるH I V・エイズ対策事業に対しての支援を実施する。

医療事業については、千葉県医療計画に基づき、救命救急センターやがん診療連携拠点病院、災害拠点病院など多くの特色ある医療機能を発揮し、公的医療機関としての社会的使命を果たし、安全で安心な医療の提供に努めるとともに、新型インフルエンザなどの新たな脅威への対応を図る。

血液事業については、「安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律」に基づき、血液製剤の安全性の向上に努めるとともに、県内で必要とされる血液は県内で確保することを目標に、県民の理解と協力のもと、成分献血及び400ml献血の一層の推進を図るため、県及び市町村、献血推進団体等と連携した採血業務を推進する。

本年度は、「人道」を根幹とする赤十字思想が誕生してから150年を迎えるにあたり、全世界において、その思想普及運動が展開されるが、当支部においても、その思想をより多くの県民の皆さまに普及し、人道的諸活動の具現化を図る。

このため、支部、病院及び血液センターは、赤十字奉仕団や多くのボランティアの皆さまと協働して推進する、「日本一の赤十字支部を目指して」をスローガンとするビジョン及びビジョンを実現するための具体的な施策である中期計画（3カ年計画）に基づく平成21年度の事業計画を策定する。

Ⅱ 事業運営計画

第1 災害救護事業

新潟県中越地震及び中越沖地震や能登半島沖地震を教訓とし、近い将来、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のある東京湾北部地震や千葉県東方沖地震、三浦半島断層群の地震など大規模災害に備え、救護救援体制の確立を図る。

具体的には、災害救護体制の充実・強化を図るため、救護資機材の整備と充実、救援物資の整備、救護員訓練と研修の強化、防災ボランティア組織・体制の強化を図り、災害時には本社、各都道府県支部及び防災関係機関との連携を図りながら、地区分区や各種奉仕団・防災ボランティアの協力を得て、迅速かつ円滑な救護活動を展開する。

また、大規模災害時における広域救護・救援体制の一層の充実・強化を図るため、第2ブロックにおける初動活動のためのマニュアルを作成する。

1 救護要員の研修及び養成

成田赤十字病院に常備されている救護班12個班及び千葉県赤十字血液センターの2個班並びに支部・管下施設で救護要員として登録した職員を対象に、年間複数回の研修会を開催し、救護活動を実施するうえで必要な知識・技術の向上を図る。

また、「こころのケア」研修を開催し、被災者に対する接し方や救護班要員自身のこころのケアについての知識・技術の習得に努める。

(1) 支部開催

- ア 救護班要員・登録職員対象研修会（1回）
- イ 救護班要員・職員対象「こころのケア」研修会（2回）
- ウ 救護看護師養成研修会（1回）
- エ dERU設置運用研修会（2回）

(2) 本社開催

- ア 救護員指導者研修会（1回）
- イ 日赤DMAT養成研修会（1回）

2 救護訓練

(1) 千葉県防災会議が主唱する総合防災訓練に、成田赤十字病院の救護班並びにDMAT（災害派遣医療チーム）、支部・血液センターの救護要員、各種奉仕団、防災ボランティア等を派遣する。

(2) 千葉市等市町村や他機関が実施する防災訓練に、成田赤十字病院の救護班並びにDMAT、支部・血液センターの救護要員、各種奉仕団、防災ボランティア等を派遣する。

- (3) 成田市及び成田国際空港株式会社の主催する、航空機事故救護訓練に成田赤十字病院の救護班及びDMATを派遣し、他機関との連携強化に努める。
- (4) 本社・第2ブロック支部主催による合同災害救護訓練に支部救護要員、成田赤十字病院の救護班、防災ボランティアを派遣する。
- (5) 支部及び管内施設、ボランティア合同による災害救護訓練を実施し、連携強化に努める。

〔救護訓練等の実施及び参加〕

- 八都県市合同防災訓練（千葉県山武市） 平成21年9月5日
- 八都県市合同防災訓練（千葉市花見川区） 平成21年9月1日
- 日本赤十字社・関東山新支部災害救護訓練（茨城県ひたちなか市）
平成21年10月1日～2日
- 航空機事故消火救難総合訓練（成田国際空港） 平成21年10月
- 成田市航空機災害訓練（成田市） 平成21年11月
- 日本赤十字社千葉県支部合同災害救護訓練 平成21年11月
- 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練（千葉市美浜区） 平成21年11月
- その他災害救護訓練

3 救護装備の整備

災害救援物資の備蓄体制を強化するため、県内8カ所にある拠点倉庫の内、市川市にある救援物資備蓄倉庫の再整備を行うとともに、新社屋建設に合せ災害対策機能強化のための整備をはじめ、次の各項目について重点的に体制の強化を図る。

- (1) 災害時における救急医療体制の強化を図るため、救急医療機器等の整備に努める。
- (2) 血液輸送用緊急車両を整備し、災害時における輸血用血液の供給体制を強化する。
- (3) 地区分区に対して災害救援物資等保管倉庫及び災害用移動炊飯器等を配備し、災害時における体制の強化を図る。

〔平成21年度に整備する救護用装備〕

〈支部・施設〉

- 救援物資備蓄倉庫の再整備
- 災害現場映像伝送システム 1式
- AED及び関連資材 16台
- 救急医療機器 1式
- 血液輸送用緊急車両 2台

〈地区・分区〉

- 災害用移動炊飯器 9基
- 災害救援物資等保管倉庫 6庫
- 天幕
- 非常用メガホン

4 防災ボランティア体制の整備

赤十字奉仕団及び防災ボランティアの災害救援活動の充実強化を図るため、災害時にはより多くのボランティアの協力が得られるよう、県内の7ブロック（地域）ごとに防災ボランティアの登録・受入ができる体制を整備するとともに市町村単位での協議会の設置を促進し、ボランティア活動の環境整備に努める。

〔平成21年度の防災ボランティア養成計画〕

- 千葉県赤十字防災ボランティア推進協議会
- 千葉県赤十字防災ボランティアリーダー協議会及び研修会
- 千葉県赤十字防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会
- 千葉県赤十字防災ボランティア研修会

〔各ブロックにおける計画〕

- 千葉県赤十字防災ボランティアブロック連絡協議会
- 千葉県赤十字防災ボランティア地区リーダー養成講習会
- 千葉県赤十字防災ボランティアブロック等主催研修会
- 千葉県赤十字防災ボランティア加入説明会

5 災害救援物資の備蓄と見舞金の贈呈

災害による被災者を救援するため、毛布、敷布、日用品セット、ガーゼケット等を備蓄し災害発生時には地区分区職員の協力を得て、見舞金とあわせて速やかに配分する。

なお、大災害時に避難所が設置された場合には、防災ボランティア地区リーダーが中心となり、防災ボランティアの協力を得て救援物資を速やかに配分する。

6 義援金の募集

国内において、大規模災害及びこれに類する事態が発生し、緊急かつ広範な救援が必要なときは、義援金の受付を行う。

*義援金：寄せられた義援金は、被災都道府県支部に送金し、被害の程度により義援金配分委員会で配分額を決定のうえ、被災者に全額配分する。

第2 国際救援活動

海外において紛争や自然災害などが発生し、緊急救援の要請があった場合には、国際救援要員として登録している職員の派遣をはじめ、資金援助や救援金の受付を行うなどの緊急援助活動を実施する。

また、途上国における開発協力事業を支援するため、関係各国の赤十字社・赤新月社と協力して、人材の派遣及び技術等の援助事業を実施する。

1 カンボジアにおける義肢供給支援事業

カンボジアでは、10数年に及んだ内戦により、国土のいたる所に推定400万～1,000万個もの対人地雷が埋設されており、紛争終結後の現在でも多数の一般人の死傷者が発生している。このため、日本赤十字社では、平成3年から同国内で義肢供給プログラムを展開し、四肢欠損者の社会復帰のための支援事業を実施している。当支部では、平成9年からカンボジア義肢センターの運営費の一部として500万円を毎年援助しているが、平成21年度も500万円を援助する。

2 海外赤十字社・赤新月社における開発協力支援事業

これまでフィリピン赤十字社が実施する教育、衛生環境改善事業に資金援助を行ってきたが、その事業が終了したことから、ネパール赤十字社が実施する青少年教育等支援事業及びジンバブエ赤十字社が実施するHIV・エイズ対策事業にそれぞれ250万円を援助する。

3 救援金の募集

海外において、大規模災害及び紛争などによる被災者や難民が多数発生し、救援アピールがあった場合は、救援金の受付を行う。

*救援金：寄せられた救援金は、被災国で必要とする救援物品等の購入のために全額充当する。

4 「海外たすけあいキャンペーン」の実施

NHKと共催する「海外たすけあいキャンペーン」を12月1日から25日まで実施し、NHK千葉放送局の窓口及び当支部において義援金の募集を行う。

5 国際救援要員の養成

国際医療救援拠点病院等が主催する各種研修会に職員を参加させ、人的支援のための国際救援要員を育成する。

第3 医療事業

成田赤十字病院は、県北総地域の中核病院として、救命救急センター、がん診療連携拠点病院や災害拠点病院等多くの指定を受けており、地域の公的医療機関としての社会的使命の達成に努めるとともに、地元医師会や関係機関との病診及び病病連携の強化を推進し、支部施設との連携を図りながら、地域住民に信頼される病院を目指す。

1 病院運営の健全化

当院は、赤十字病院としての使命と地域における公的医療機関としての役割を果たすよう努めているが、国の医療費抑制政策を始めとした医療制度の抜本改革が進められ、経営状況は極めて厳しい状況に置かれている。

このような中で、当院はDPC対象病院（診療群分類別包括評価）となっていることから、医療の標準化に努め、医療の質・安全の確保と患者サービスの向上を図りながら、より一層の業務改善と効率的な運営を行い、病院運営の健全化に努める。

(1) 事業目標

ア 1日あたり入院患者数、年間患者数
639人、233,170人

1日あたり外来患者数、年間患者数
1,240人、332,320人

イ 1日1人あたり収入単価
入院患者 48,870円
外来患者 12,300円

(2) 経営の安定化

近年の病院を取り巻く医療環境は、医療費の増大を受けた医療費抑制政策に加え、高度医療の提供を行うための施設・設備整備への多額の投資など厳しい状況にあるが、経営の安定化は病院運営において最も重要な課題であることから、BSC（バランス・スコアカード）の手法を活用し、一層の経営の効率化に努めつつ、質の高い医療を提供する。

ア 診療経費の見直し

医療の質の管理と医療情報の集約化を進めるとともに、経営的視点からDPCの分析を行い、標準的な医療の提供を行うことで、経営の健全化を図る。

併せて、ジェネリック医薬品の導入を推進することにより、医薬品費の軽減に努める。

イ 施設基準の取得

医療制度改革等の動向を見据え、現状よりも高い水準の施設基準の取得、病院機能の特化に努める。

ウ 共同事業の推進

赤十字医療施設としてのグループメリットを生かした診療材料等の共同交渉を拡大するとともに、材料費の節減などコスト意識を徹底する。

(3) 業務の効率化

各部署で行っている現在の業務内容は効率的に行えているのかを検証するため、計画の見直しを継続的に行っていくことで、業務の効率化を図る。

(4) 人財の確保と育成

病院運営の基盤は人財の確保と育成であり、職員個人の知識や技術などの向上に積極的に取り組む。

ア 看護師の確保と定着

病院看護の基本となる看護師の確保は非常に重要であり、患者さまへの安定的な医療の提供を行ううえでも、計画的かつ積極的な採用を進める。

また、人員の安定確保を行うことで働く看護師の身体的労力の軽減につなげ、資格取得支援やストレス予防への配慮を行う等、看護師の定着を図る。

イ 認定専門職の資格取得支援と適正な配置

医療業務の細分化に伴う資格制度に対応し、関係各部課において資格取得への必要度を精査するとともに、取得し易い環境の整備に努める。

ウ 専門医の採用、育成

現在の後期臨床研修体制を継続するとともに、医療環境の変化に対応した採用を進める。

また、高度な知識と技術をもった専門医の育成を図るため、研修プログラムの見直しを推進し、次代を担う医師の育成に努める。

エ 働きがいのある職場作り

一人ひとりの職員が、目標を持って日々業務に邁進できるような職場環境の改善に積極的に取り組み、魅力ある職場づくりに努める。

2 医療提供体制の充実

国民の医療ニーズの高まりと国の医療計画のなかで、千葉県でも、がんや脳卒中等への治療の充実強化、救急・小児・周産期医療の充実等、医療への関心が大きく取り上げられ、^{※1}4疾病4事業などの政策的医療への取り組みが進められている。

当院も地域医療支援病院として地域における中核的な病院としての役割を担っていることから、当該事業への積極的な取り組みと、地域医療機関との連携及び在宅医療の推進など、医療提供体制の強化に努める。

(1) 高度医療の推進

多様化する医療ニーズに対応する地域の中核病院として、高度で先進的な医療提供を

行えるよう努めていく。

ア 国内研修への参加による医師のスキルアップ

近年の医療技術の進歩は目まぐるしく進んでおり、新たな治療法の確立や最新医療機器が開発されるなど、医療環境も進化している。

当院でも、その専門的な医療提供をいち早く導入できるよう積極的に研修会等に参加できるよう、支援体制を構築する。

イ 化学療法の実践

がん診療連携拠点病院である当院は、新たに放射線機器のリニアックが整備され、がん治療への機能の充実が図られたことにより、更なる高度医療の提供を行う。

外来通院治療センターでは、安全な化学療法の実施と利用率の向上に向けた取り組みを継続的に推進する。

また、地域の医療従事者に対しては勉強会等を開催し情報を共有するなど、地域の医療レベル向上に貢献する。

ウ インターベーション治療の強化^{*2}

患者さまの身体的負担が非常に少ないインターベーション治療等の先進的な医療を積極的に導入する。

エ 手術室の有効利用

手術室では、現在も入院患者や救急患者への手術を多数行っているが、業務の見直しや有効利用を行っていくことで、より効果的な運用に努める。

オ 医療安全体制の強化

医療事故防止対策に万全を期すとともに、患者さまの満足する医療の質的向上、安全な医療提供への知識・技術の取得に継続的に取り組み、各部門において医療安全体制を強化する。

(2) 地域医療の推進

医療提供をおこなっていく上でも重要な要素である地域・患者さまのニーズに応えるため、当院の役割と機能が発揮できるよう努める。

ア 救急及び診療体制の見直し

地域の急性期医療の拠点病院として、救命救急センター、第3次救急指定病院等の指定を受けていることから、重篤救急患者の受け入れを24時間体制で行う。

また、救急の診療体制を見直し、より効果的な救急医療を提供する。

イ 地域医療連携パスの活用^{*3}

地域医療連携パスを積極的に導入し、後方病院へのスムーズな転院や在宅療養への取り組みを行う

ウ 病診連携システムの充実と理解促進

病院と地域の医療機関の効果的な連携を図るべく、今後も医師会・歯科医師会と緊

密に連携を図りながら地域医療の充実を図る。

また、当院で行っている訪問看護の活動を広げ、更なる充実を図るべく訪問看護ステーションの設置に向け、地域の医療機関と連携を図り、在宅医療の充実を図る。

エ 病床管理システムの見直し

安定的な病床利用率の確保のため、病床管理システムの見直しを行い、より効率的な運用に努める。

(3) 感染症に対する体制強化

海外からの感染症の脅威に対応するため、特定感染症にも適合した病床を含む感染病床を7床有していることから、SARS、新型インフルエンザ等の感染症に対し、万全を期することとしている。

特に、新型インフルエンザの流行の際にも必要な医療が維持できるような態勢の整備を推進する。

(4) 健診事業の充実

国の政策により、新たな健診事業として「特定健診」と「特定保健指導」が始まり、国民の健康への関心が高まってきていることから、当院も地域の人々の健康を守るため、人間ドックによる疾病の早期発見、健康へのアドバイスを行う等、健康増進を図りながら疾病予防に努める。

3 患者サービスの向上

「患者さまから選ばれる病院」としてのサービスの要素を十分に備えることで、安全で安心、信頼のおける病院として医療提供を行う。

(1) 患者満足度の向上

「患者さまのご意見」を基に、診療内容、建物や駐車場等の設備、職員の接遇対応や待ち時間等、きめ細やかな改善計画を立て積極的に取り組んでいくことで、患者満足度の向上を図る。

ア ^{※4}インフォームドコンセントの質の向上と^{※5}セカンドオピニオンの充実

インフォームドコンセントの質の向上を、今後も継続的に取り組んでいくとともに、院内インストラクターによる院内研修を実施することで、職員個々の接遇に対する意識付けを強化する。

また、セカンドオピニオンに対しても積極的に取り組んでいくことで、患者さまの安心が得られるような体制を構築する。

イ 外来システムの改善

患者サービスの向上を目指し、外来システムの改善による待ち時間の短縮等に取り組む。

4 医療社会事業の推進

赤十字の基本原則に基づき、国内外での医療救援や保健衛生活動、また、地域に密着した社会福祉活動等をより積極的に実施し、社会的な使命に応える。

(1) 国内外の医療救援活動

日本赤十字社の中でも最も重要な事業である医療救護活動については、当院も日航機墜落事故、阪神・淡路及び新潟県中越沖地震災害等、数多くの活動に参加してきたが、これらの経験と実績を基に今後とも災害発生時における迅速な対応体制の確立を図る。

また、必要に応じ国際救援要員を被災国等に派遣するなど、国際活動へ積極的に参加する。

ア 災害救護活動

災害時に備えて常備救護班12個班の即応体制を強化するとともに、県及び市などの各関係機関が開催する災害救護訓練、防災訓練等への積極的な参加を進め救護技術の向上、関係機関との連携に努めるほか、医療資機材の点検を定期的に行い、整備に万全を期する。

また、当院の^{※6}DMATも2チームとなり有事の際の即応体制も整ったことから、各種訓練へ参加することで、災害時における協力機関との連携強化を図る。

イ 国際救援活動

海外で起こっている様々な災害や紛争において、国際救援活動の派遣要請があった場合、当院では直ちに職員の派遣が行える体制を整備していることから、積極的に活動に参加する。

また、これに併せ国際活動要員の育成にも取り組んでおり、国際救援要員基礎研修会など各種研修会に職員を参加させ、国際救援活動への体制強化を図る。

ウ 救護研修会の開催

本社支部が開催する研修会のほかに当院独自に、救護看護師養成研修会や心のケア研修会を行うなど、救護班要員としての知識と技術の習得に努める。

(2) 保健衛生活動

保健衛生活動を推進するため、地方自治体が実施する各種検診、相談及び指導等の事業に積極的に参加協力する。

また、地域に開かれた病院として、「市民公開講座」を開催し、市、医師会などと協力して地域の人々への健康増進活動への協力を積極的に行う。

(3) 救急法等講習会の開催

赤十字の各種講習会を開催し、地域の人々への積極的な参加を求めその普及に努める。

特に、AED（自動体外式除細動器）は公共施設等に数多く設置されてきていることから、その使用方法について、正しく理解し使用してもらえよう、積極的に講習会を開催する。

また、少子・高齢化社会に適応した「幼児安全法」「家庭看護法」の開催等、赤十字の各種講習会の普及促進に努める。

(4) ボランティア活動の推進

ボランティア活動については、施設において魅力ある活動の場を提供できるように努める。

また、ボランティアとして誇りと自覚を持った活動を行うため必要な研修を行うとともに、職員との交流会などにより院内の情報の共有に努め、活動の活性化を促進する。

(5) 医療福祉相談活動の強化

疾病を契機として、病気療養上生ずる心理的・社会的・経済的問題を、社会福祉の専門的知識及び技術に基づき、患者さま及び家族の相談に応じ、必要な援助を行う。

これに併せ、患者さまが治療を受けるうえで不利益にならないように、各医療従事者と連携を密にし、ニーズを早期に発見出来るよう充実した相談支援に努める。

また、医療観察法に基づく相談事業の充実強化を図る。

(6) 地域支援活動の推進

千葉県から受託を受けている各種事業について、積極的な地域支援活動に取り組む。

ア 老人性認知症疾患センター事業

老人性認知症の患者さま・家族の療養に伴う心理的・社会的相談に応じ、必要な援助を行う。相談内容としては、日常生活での対応や施設の紹介、制度利用の有無、家庭での生活面に関わるもの等、様々なニーズに合わせた相談を行う。

イ 地域リハビリテーション支援センター事業

千葉県指定の地域リハビリテーション支援センターとして、老健施設等のリハビリ実施機関に対する支援、リハビリテーション資源の共同利用、リハビリ従事者の援助、研修等を積極的に行い、予防的なリハビリの推進を図る。

ウ 地域難病相談・支援センター事業

千葉県の指定を受けた地域難病相談・支援センターとして、患者さまやそのご家族等に対する相談、講演会及び研修会等を実施し日常生活の支援を行う。

[用語解説]

* 1 「4疾病4(5)事業」

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病と、救急・災害時・へき地・周産期・小児医療の5つの事業をいう。千葉県では、平成20年4月からへき地医療を除く医療提供体制の構築を進めている。

* 2 「インターベーション治療」

インターベーション治療…低侵襲治療ともいい、患者負担が少ない治療法として、心臓・血管治療法などに用いられている。

また、治療時においては、皮膚に穴をあける程度で傷が小さいため回復が早く、早期退院治療が可能である。

* 3 「クリニカルパス」

クリニカルパスは、患者様が入院中に受ける検査や手術、治療の予定、手術後のリハビリなどを、わかりやすい絵文字などを使い表にまとめた「治療計画書」である。患者さまに事前にお渡しし、説明することで入院から退院までの経過が理解しやすくなり、満足度も向上すると考えられている。

また、退院後のフォローを開業医と協力し行っていく同様の「治療計画書」を、地域医療連携パスと呼んでいる。

* 4 「インフォームドコンセント」

手術などに際して、医師が病状や治療方針を分かりやすく説明し、患者の同意を得ることをいう。

* 5 「セカンドオピニオン」

よりよい決定をするために、もう一人の人から聴取する意見。医療の分野では、一人の医師の意見だけで決めてしまわずに、別の医師の意見も聞いて患者が治療法などを決めることを指す。

* 6 「DMAT」

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、発災直後の救急治療等を行うため、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。

第4 看護師養成事業

医療環境の変化に伴い、看護を取り巻く環境も大きく変わり、看護師に求められ期待されるニーズも多種多様となってきた。

この期待に応えるため、基礎教育では科学的思考を基盤とした看護の実践力や保健・医療・福祉全般における広い視野と豊かな感性と人間性を併せ持った看護師の養成に努める。

1 成田赤十字看護専門学校

(1) 養成計画

本校の専門科目では、看護の多様性を総合的に理解することで、客観的な価値判断を行い、自ら問題解決していく能力の育成に努める。

これに併せ、緊急・災害時の看護にも対応できる科学的知識・技術と、深い人間理解を基盤とした看護の実践者の育成を目指し、授業科目や展開を考えたカリキュラムでの教育を行う。

また、国際活動へも対応できる看護師を育成することを目的とした、海外研修派遣事業を行う。

(2) 教育方針

1クラス30人の少数教育により、学生個人の特性を尊重し、人間性豊かな看護の実践者の育成に努め、主体的な学習を通じ看護に関する幅広い能力を備えられるような教育を推進する。

更に、看護師として必要な知識と専門技術を習得するとともに、学校生活を通じて人を愛する心とボランティア精神の育成を目指す。

また、医療知識や技術だけでなく、赤十字精神をより理解することにより、赤十字看護師としての心の育成を図る。

2 日本赤十字看護大学

日本赤十字看護大学は第2ブロックの看護師養成のための大学として位置づけられ、赤十字の理念に基づき、豊かな人間性と実践的な能力を兼ね備えた看護師等の育成に努め、看護を必要とする人の独自性・価値観を尊重したケアのために、それぞれの学生が自身の資質を発見し、発展させることを通じて、他者への深い理解力をもった人間性豊かな人材の育成をめざしている。

平成21年度は日本赤十字社千葉県支部長の推薦による入学生を予定し、質の高い看護師の養成に努める。

第5 血液事業

血液事業の運営にあたっては「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（以下「血液法」という。）等の関係法令を遵守し、採血事業者及び製造販売業者としての責務である血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を行い、県民の信頼と期待に応える確実な事業の執行に努める。

平成21年度においては、県内で必要な血液は県内で確保することを目標に、県民の理解と協力のもと成分献血・400mL献血の一層の推進を図り、県・市町村及び献血推進団体等と連携した採血業務を的確に進める。

推進にあたっては、血液事業は県民の信頼のうえに成り立っている事業であることを念頭に、血液法、薬事法をはじめとした各種法令遵守について、教育訓練やインシデントレポートシステムの活用等を充実し徹底を図るとともに、安全管理体制及び危機管理体制に万全を期する。

また、赤十字職員としての意識及び資質向上を図るため、全社的な広報活動として取り組んでいる『もっとクロス！計画』を推進し、支部が主催する合同研修等への積極的な参加及び計画的な職員教育を行う。

今後の血液事業は、輸血用血液製剤の安全性確保への対応などに伴う費用の増加等により、引き続き厳しい財政運営が予測されることから、一層の効率的、合理的な事業運営に努める。

さらに、血液製剤の安全性の向上、技術レベルの均一化及び安定供給等に鑑み、平成20年7月の検査業務の東京都センター集約に引続き、製剤業務の集約についても広域的な事業運営の検討を行っていく。

1 供給計画

(1) 輸血用血液の供給

休日・夜間及び緊急時や遠隔地等への供給を含め、医療機関の需要に的確かつ迅速に対応できる供給体制の充実を図る。

また、献血血液の有効利用に配慮し期限切れの減少に努める。

ア 的確な需給予測の策定

血液センター内に設置する需給計画委員会において、県内医療機関の需要動向を的確に把握し、在庫状況に合わせた採血計画の調整を行う。

また、医療機関に一層の適正使用の要請を行うとともに受注方法等の改善を図っていく。

製 剤 名	供給計画単位数
全 血 製 剤	0 単位
赤 血 球 製 剤	260,800 単位
血 漿 製 剤	143,999.5 単位
血 小 板 製 剤	313,700 単位
合 計	718,499.5 単位

イ 安全性の高い輸血用血液の供給

輸血用血液の安全性の確保については、品質管理体制及び血液安全委員会等の機能を有効に活用し、適正な製造管理、品質管理の徹底に努める。

(2) 血漿分画製剤の供給促進及び原料血漿の確保

ア 血漿分画製剤の販売促進

血液法の基本方針において、平成21年を目途にアルブミン製剤と人免疫グロブリン製剤の国内自給達成を目指していることから、医薬情報活動の充実を図り販売活動の一層の強化に努める。

製 剤 名	供給計画本数
ア ル ブ ミ ン	13,470 本
血液凝固因子製剤	2,243 本
グロブリン製剤等	2,988 本
合 計	18,701 本

イ 原料血漿の確保

輸血に使用される血漿のほかに、アルブミン・グロブリン製剤及び血液凝固因子製剤等の血漿分画製剤用原料血漿の千葉県割当目標量の確保に努める。

原 料 名	確 保 目 標 量
血漿分画製剤用原料血漿	45,650L

2 採血計画

採血計画については、県・市町村及び献血推進団体等との連携のもと、供給計画と血漿分画製剤用原料の確保目標量に基づき、成分献血及び400mL献血を中心とした受入れを強化し、輸血用血液の安定供給ならびに血漿分画製剤用原料血漿の確保が図れる採血量の確保に努める。

献 血 種 別	採血予定人数
成 分 献 血	70,800 人
400 mL 献 血	126,000 人
200 mL 献 血	30,500 人
合 計	227,300 人

なお、献血者の確保については、若年層の献血推進、地域・職域等の集団献血及び複数回献血の推進を行うとともに、一時的あるいは季節的な輸血用血液の不足にも十分対応できる献血受入体制の柔軟な対応を図るなど、需要に見合った血液の確保を行う。

また、献血会場においては献血者の安全を第一に確保し、採血副作用の防止に努める。

(1) 移動採血

血液センターが保有する移動採血車10台により、全血献血を中心に確保する。特に400mL献血率の向上と1稼働当たりの献血者数の増加に努める。

(2) 献血ルーム

県内6ヶ所の献血ルームにおいては、成分献血を主体に血小板及び血漿を確保する。

また、移動採血のみでは不足する全血献血の確保を行う。

このため、年間を通したキャンペーンの実施や赤十字奉仕団、献血推進団体等との連携を密にし、特に平日における献血者の確保増を図る。

3 献血者登録制度の推進

輸血用血液を安定的に確保するため、献血登録者（血液センターが献血を要請する日にできる限り協力する意思があり、事前登録をした方）の増強を推進する。

献血者登録に関しては、特に血小板不足時における献血者の確保や赤血球製剤の安定確保を図るため、インターネットの活用や献血ルームでの勧誘を進め、献血者登録制度の一層の周知啓発を図る。

また、毎年複数回の献血協力を行う意思のある方々で構成する「複数回献血くらぶ」の拡充により、健康な献血者の安定的な確保に努める。

4 献血啓発活動

少子高齢化社会において、若年層はもとより広く県民へ向け献血への啓発を図るとともに、安定的に献血者を確保するためのキャンペーンや各種広報媒体の活用、若年者献血セミナー事業の充実等、積極的な広報活動の展開に努める。

また、県・市町村及び献血推進団体との連携の強化、ボランティアなどの積極的な育成と受け入れに努め、献血推進者の育成を幅広く図っていく。

5 医薬情報活動の推進

安全かつ適正な輸血医療の一層の普及と献血由来血漿分画製剤の国内自給達成に資するため、血液製剤及び輸血関連情報の伝達や提供、収集等、積極的な医薬情報活動に努め、製造販売後の安全管理業務への適正な対応を図る。

このため、引き続き医薬情報担当者資格認定制度の未取得者解消に努める等医薬情報活動充実に向けた体制の整備に努める。

6 製剤業務の集約及び千葉港センターの移転

(1) 製剤業務は、平成15年に県内2カ所の製造施設を1カ所に集約したが、血液製剤の安全性及び効率性の一層の推進を図るため、血液事業本部の広域的な製剤業務の集約案のもと、平成21年度中の東京都センターへの集約計画を取り進める。

(2) 千葉港センターは、千葉県赤十字会館に千葉県支部との合同庁舎として入居しているが、建築後37年が経過し施設の老朽化が顕著であることから、平成21年度中の竣工を目的とした千葉県支部との合築による移転計画を当初どおり進める。

7 関連事業への協力

(1) 骨髄バンク事業への協力

骨髄提供希望者の登録受付、HLA検査及び検索業務等について一層の協力を努める。
このためより幅広い地域からの登録者受入れに向け、献血ルームのほか移動採血会場で登録申込を受け付ける献血並行型の登録会を実施し、骨髄提供希望者の増加に協力する。

(2) 自己血輸血への協力

医療機関からの自己血使用輸血血液の保存調整協力要請に対しては、血液事業に携わる立場を踏まえ、手順書及び実施要項等に基づき引続き適正に対応する。

第6 救急法等普及事業

「心肺蘇生法の訓練者が人口の20%を占めると、救命率が高まる」と言われている。

当支部での救急法受講者は年間2万人を越えており、AEDの普及に伴い、救急法開催の依頼が増加している。事故を防止し、生命と健康を守るための知識や技術を日常生活の中で実践し、一人ひとりが安全で健康的な生活を営めるよう基礎講習（心肺蘇生法、AED等）を含む救急法に重点を置き、普及事業を展開する。

また、高齢化社会の進展に伴い、より受講生のニーズに即した内容に新たに再編された健康生活支援講習（旧家庭看護法）や、災害時に被災した高齢者の避難所生活に焦点をあてて、被災者の健康管理等を目的とした災害時高齢者生活支援講習を実施する。

併せて、乳幼児の事故防止や子育て支援に焦点をあてて、託児付き講習会を含めた幼児安全法講習を実施する。

さらに、平成19年度以降の救急員等資格取得者を対象とした「資格継続フォローアップ研修」を今年度から実施する。

1 対象別の救急法講習の開催

- (1) モデル地区を指定（1地区選定）し、奉仕団等の協力を得て、講習会を実施する。
- (2) 青少年赤十字採用校に対し、救急法及び健康安全プログラム等の受講を推進する。
- (3) AED設置済みの企業・施設への参加促進を行い、受講者の増加を図る。
- (4) 赤十字関係職員の受講者の拡大を図る。

2 新カリキュラムによる健康生活支援講習の開催

- (1) 下記の内容の講習を年間15回実施する。
 - ア 社会の関心が高まっている健康増進・介護予防等を付加した講習内容に変更する。
 - イ 受講生のニーズに即し、一回の講習単位（時間）を2時間に短縮する。
 - ウ 6回の単位全てを受講した受講生に、希望により検定を実施し、合格者に資格を付与する。
- (2) 災害時高齢者生活支援講習の開催を強化する。

3 託児付き幼児安全法講習の開催

- (1) 支部及び病院で年4回実施する。（千葉県支部：3回・成田赤十字病院：1回）
- (2) 都市部など、よりニーズの高い地域での開催を増やす。
（地域奉仕団への協力強化、保育士養成学校との連携）
- (3) 青少年赤十字を採用している幼稚園・保育園への協力要請を行う。
- (4) 幼児（孫）の世話をする高齢者に対し、講習受講を促進する。

- (5) 産科・小児科利用者に対し講習受講を促進する。
- (6) 子育て支援ボランティア養成講座を企画し、託児の協力を依頼する。
(託児に必要な知識・技術を学ぶ講座の企画)

4 救急法等資格継続フォローアップ研修の実施

- (1) 平成19年度に救急法救急員等の資格を取得した方を対象に、資格継続フォローアップ研修を千葉県支部及び成田赤十字病院で実施する。

5 講習普及に関する体制整備

救急法等講習の一層の普及を図るため、下記の項目について体制を整備する。

- (1) 講習会開催にかかる申し込みシステムの構築
インターネットを利用したオンライン申し込みシステムを構築し、受講希望者の利便性の向上を図る。
- (2) 講習資材のブロック管理体制の確立・必要資材の充実
従来支部で管理している講習に必要な資材をブロック単位で管理することにより講習資材の借用、返却に対する負担を軽減し、併せて必要資材の充実を図る。
- (3) 救急法指導員の増強
救急法開催の依頼が増加していることに伴い、救急法指導員養成講習会を従来の年1回開催から年2回開催に増加させ、必要な指導員の確保を図る。

6 救急法の内容を取り入れたイベントの開催

国際赤十字・赤新月社連盟が主宰する「World First Aid Day」(9月第2土曜日)の行事の一環として、赤十字奉仕団はもとより子供から大人まで、誰でも参加できる内容のイベントを開催する。

7 広報活動の充実

各種講習の普及を図るため、赤十字関係者をはじめ、メディア等に講習の普及協力を依頼するとともに、実施の状況や反応等について積極的に広報を展開する。

- (1) 関係機関への年間計画の提示
- (2) 市政だより等広報誌への積極的掲載依頼
- (3) インターネットの活用

[平成21年度 救急法等講習計画]

講習名	講習区分	回数	人数
救急法	基礎講習	100	3,000
	救急員養成講習	70	2,000
	短期講習	570	17,000
	フォローアップ研修	25	1,200
	小計	765	23,200
水上安全法	救助員養成講習Ⅰ	8	300
	救助員養成講習Ⅱ	2	60
	短期講習	9	950
	フォローアップ研修	4	200
	小計	23	1,510
雪上安全法	救助員養成講習Ⅰ	1	20
	救助員養成講習Ⅱ		
	短期講習	1	20
	フォローアップ研修	1	10
	小計	3	50
健康生活支援	支援員養成講習	15	200
	短期講習	60	1,250
	災害時高齢者生活支援講習	40	1,450
	フォローアップ研修	2	60
	小計	117	2,960
幼児安全法	支援員養成講習	20	400
	短期講習	90	1,700
	託児付き短期講習(パパ・ママ)	20	350
	フォローアップ研修	3	150
	小計	133	2,600
	合計	1,041	30,320

第7 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、志を同じくする人々が集まって赤十字の人道的な諸活動を実践しようとするボランティア組織で、赤十字活動の推進役として大きな役割を担っている。赤十字奉仕団員は「赤十字の諸原則」と「赤十字奉仕団員の信条」を基礎として、地域奉仕団・青年奉仕団・安全奉仕団・看護奉仕団・語学奉仕団・病院ボランティア会・特殊救護奉仕団・安全水泳奉仕団・青少年赤十字賛助奉仕団が、それぞれの特性を生かした実践活動を積極的に推進するとともに、相互の連携を深め、よりよい奉仕活動を展開する。

また、平成21年度以降は、多くの県民が参画する赤十字奉仕団活動を展開するため、自ら、気づき、考え、実行する奉仕団の育成を行い、奉仕団の更なる発展の契機とする。

1 奉仕団共通項目

(1) ブロック単位による赤十字のつどいの開催

昨年、奉仕団創設60周年記念大会を開催し、赤十字運動に参加する意義を再確認するとともに、奉仕団相互の交流と親睦を図った。今後は、奉仕団の活動を一般県民へアピールするとともに新たな活動の発展を図ることを目的として、ブロック単位による赤十字のつどいを開催する。

(2) 支部委員会の開催

奉仕団支部委員会（奉仕団委員長会議）を開催し、各奉仕団間の連携及び共通理解を深めるとともに、地域に根付いた奉仕活動の確立を図る。

(3) 赤十字奉仕団の研修体系に基づいたリーダーの養成

基礎研修会、レッドクロス・ボランティアスクール（中級研修）、リーダー研修会（上級研修）と系統だった研修会を実施し、奉仕団員としての意識の高揚、リーダーの育成を行う。

ア 基礎研修（地域奉仕団は一日赤十字を含む）

赤十字奉仕団としての自覚を持ち、意識の高揚を図るとともに、赤十字奉仕団として活動するために必要な知識・技術を身につけ、主体的に活動に取り組める団員を育成する。

イ 中級研修（レッドクロス・ボランティアスクール）

赤十字奉仕団員としての意識と自覚を一層高め、社会の中で「気づき、考え、実行する」姿勢を養うために、必要な知識・技術をさらに深めることを目的として開催する。

ウ 上級研修（リーダー研修会）

赤十字の理解を一層深め、赤十字活動の推進役としての自覚を高めるとともに、リーダーとしての資質を向上させるために必要な知識及び技術の習得を目的として開催

する。

(4) 赤十字奉仕団支部指導講師の養成

赤十字奉仕団員の指導にあたる支部指導講師の養成を行う。また、資質向上のための研修会を実施する。

(5) 赤十字奉仕団・青少年赤十字連絡協議会の設置

赤十字奉仕団・青少年赤十字による連絡協議会を地域ごとに組織し、赤十字関係団体の連携のもとに、青少年赤十字採用校及び未採用校で開催する体験学習・防災学習等に積極的に協力し、地域に根付いた奉仕団活動の確立を図る。

(6) 赤十字思想普及キャンペーンの推進

5月8日の「世界赤十字デー」に関連し、赤十字思想普及キャンペーンに積極的に参加し、赤十字思想の普及を図る。

2 各種赤十字奉仕団活動

(1) 地域奉仕団

赤十字の推進者である地域奉仕団は、地域のニーズを探り「人道の実現」に基づいた活動を実践し、地域の人達との信頼関係を深め、よりよい地域社会の構築に努める。

また、「赤十字奉仕団活動強化要綱」に定める共通項目に基づき、活動を推進するとともに、団員一人ひとりの創意工夫と提案により、県民の理解と支援が得られる奉仕活動を企画する。

各地域の活動の展開にあたっては、これまでの活動を見直す機会としつつ、委員長を中心として積極的にリーダーを活用して充実した奉仕活動を展開することを目標とする。

ア リーダーの養成と活用

優れた人材の確保と育成及び団員の意識高揚を図ることは重要な課題であることから、将来のリーダーとなる団員を育成するために、系統立てた研修会についてプログラム内容の見直しを行い、魅力あるプログラムの策定を図り、研修参加を推進する。

また、養成したリーダーの具体的活用方法の成果を共有する場として委員長会議において提案し、赤十字奉仕団員としての絆を深める。

(ア) 中級研修会（レッドクロスボランティアスクール）

内容は前述のとおり

(イ) 上級研修会（リーダー研修会）

内容は前述のとおり

(ウ) フォローアップ研修会

これまでに上級研修会を修了し、各地域で活動を行っているリーダーに対して、組織の中での役割を認識し、知識の習得と活動の円滑化を図る目的で開催する。

イ 社資募集

地区区分区との連携のもと、赤十字思想の普及に努め赤十字事業推進の基盤である社員増強・社資募集運動をより積極的に実施する。

(ア) 地区区分区と協議のうえ、募集対象の選定にあたる。

(イ) 運動展開にあたり、団員の意識高揚と赤十字の一員としての自覚を深め社資がどのように使われているかを認識するよう努める。

(ウ) 一日赤十字や赤十字のつどいなどで赤十字活動の普及を図り、積極的に社資募集に結び付ける。

ウ 災害救護活動並びに防災活動

(ア) 赤十字の使命である災害救護活動について、日頃から地域における各種防災訓練等に積極的に参加するとともに、災害発生時の団員の連携並びに地区からの要請に速やかに対応できる体制の整備に努める。(災害に対する知識と非常炊き出し訓練等の技術強化)

(イ) 日常の活動を通して、高齢者や障害者など災害弱者の現況を把握するとともに、地域での防災活動の第一任者となるために行政機関の防災関係者との連携に努める。(近隣住民の災害を最小限に防ぐためのコミュニティづくり)

エ 一日赤十字の開催・赤十字のつどいの開催

地域のニーズに沿った活動をするために奉仕団員として必要な知識、技術を身につけることを目的として開催している一日赤十字を、県下全域で開催する。

また、既に団員研修として一日赤十字に取り組んでいる地域にあっては、対象を団員から地域住民に拡大して、赤十字思想の普及と活動の紹介に重点を置いた赤十字のつどいの開催に努める。

オ 地域高齢者生活支援活動

地域高齢者生活支援活動の推進のため2地区の奉仕団を指定し、その活動を他の奉仕団に普及するように努める。また、他の地区区分区及び地域の関係機関と連携して、積極的に活動を行う。

(ア) ひとり暮らし高齢者訪問支援活動

地域におけるひとり暮らし高齢者の現況を把握し、定期的に訪問のうえ、身の回りの世話、災害時の対応相談、話し相手などの活動を行う。

(イ) 高齢者ふれあいサロン

地域の公民館や学校等の空き教室等を利用し、定期的に高齢者が安全且つ自由に集えるふれあいサロンの場を確保し、運営する。

(ウ) 施設訪問活動

高齢者施設におけるボランティア活動を実施する。

(清掃、介助、話し相手など)

カ 子育て支援活動

少子化の時代を迎え、赤十字奉仕団として時代の流れとともに変化する子育てにあたる若い世代の方々への支援を行い、併せて赤十字の理解を促進する。

(ア) 子育ての不安をなくすことを目的に幼児安全法の普及を図る。(パパママ安全教室の開催)

(イ) 講習会への参加により、奉仕団活動への理解促進、ひいては赤十字への理解と支援へつなげる。

キ 献血の推進

県民一人ひとりの理解協力によって支えられている献血について、血液センターや協力団体との連携を深め、献血者確保のための積極的な活動に努める。

具体的な活動としては、夏期特別献血、冬期特別献血、献血ルーム等における献血協力の呼びかけと献血者の接遇を行う。

ク 青少年赤十字の支援活動

児童生徒が自主的で、自立した生活態度を養うために「気づき、考え、実行する」という目標を掲げる青少年赤十字を支援し、地域における児童の健全育成を地域の一員として担い、学校と地域住民が支え合いながら生きる地域を築きあげることを目標に、青少年赤十字未採用校に対する採用の推進に努める。

(ア) 学校行事への積極的な参加協力

(イ) 救急法、車いす、手話、点字等各種技術の提供指導（体験学習への支援等）

(ウ) 空き教室の活用の支援（高齢者ふれあいサロン等）

(エ) 防災活動への支援（防災講話、非常炊き出し、救急法等）

(オ) 赤十字並びに奉仕団活動講話

ケ 国際救援活動

被災国（地域）への救援のため、救援金の募集を行う。

コ 救急法等講習会の開催

救急法・家庭看護法等の講習会を積極的に開催して、これらの普及を図るとともに、自己研鑽に努める。

また、一般の方々に対し講習を通じて赤十字に対する理解と協力を求める。

サ 広報活動

奉仕団活動を広報するため、機関誌「あけぼの」を発行する。（年2回発行）

シ 関係施設への作業奉仕

赤十字関係施設において、近隣奉仕団を中心として奉仕活動を実施する。

(ア) 成田赤十字病院での裁縫奉仕、衛生材料作り等

(イ) 赤十字血液センター及び各献血ルーム等での献血の呼びかけや献血者への接遇等

(ウ) 支部での赤十字新聞発送作業奉仕、チャリティコイン仕分け作業奉仕、裁縫奉仕等

ス 「世界赤十字デー」関連のキャンペーン活動

5月8日の「世界赤十字デー」に関連し、赤十字思想普及キャンペーンを実施し、赤十字思想の普及とあわせて赤十字奉仕団活動の紹介を行う。

○全社的な活動方針が掲げられた場合には、積極的に取り入れる。

※「赤十字奉仕団活動強化要綱」

全国共通の活動項目

①少子高齢化社会に対応した地域老人福祉活動または児童の健全育成活動

②非常災害に対する防災、救助活動

③赤十字思想の普及及び社資増強に対する支援対策

(2) 特別奉仕団（特別奉仕団とは「青年奉仕団」と「特殊奉仕団」の総称をいう）

「青年奉仕団」並びに「特殊奉仕団（安全奉仕団、看護奉仕団、語学奉仕団、病院ボランティア会、特殊救護奉仕団、安全水泳奉仕団、青少年赤十字賛助奉仕団）」の8つの奉仕団が、団員それぞれの特技を生かして、赤十字思想の普及と人道的諸事業の推進に努める。

また、各種特別奉仕団が主体的な奉仕団運営を推進するために、特別奉仕団の正副委員長を対象に研修会を実施し、積極的なリーダーの活用を呼びかけ、奉仕団による効果的な赤十字事業の推進を目指す。

各奉仕団の活動にあっては、次により活動目標を掲げ積極的に取り組むこととする。

ア 青年赤十字奉仕団

青年の若々しい情熱とたくましい力を発揮して、赤十字思想の普及と事業の推進に努める。

(ア) 委員会の開催

奉仕団運営のために委員会を開催し、奉仕団活動の企画、見直しを行う。

(イ) 研修会の開催及び協議会への参加

赤十字精神の一層の理解を深め、団員意識の高揚を図るとともに、活動の基盤を確立するため各種研修を積極的に開催し、団員の参加を図る。

また、各種協議会に参加し、情報交換を行い、活動の活性化を図る。

(ウ) 献血推進活動の実施

血液が不足する時期に合わせて献血推進キャンペーンを積極的に実施する。

また、年間を通して街頭及び献血ルームでの呼びかけ等献血思想の普及と献血者の確保に努める。

(エ) 赤十字思想キャンペーンの推進

5月8日の「世界赤十字デー」に関連し、赤十字思想普及キャンペーンに積極的に参加し、赤十字思想の普及に努める。

また、各分団においては年間を通じ赤十字啓発キャンペーンの推進を図る。

(オ) 臨時救護の実施

各種行事（他団体主催行事を含む）等における臨時救護活動を実施する。

(カ) 災害救護活動の実施

災害発生時は防災ボランティアとして救護活動に積極的に参加し、避難場所の運営補助（清掃、案内、乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納、管理、配分等を行う。

平常時は、救急法等の技術研修、防災ボランティア関係研修会、防災訓練に参加し、防災知識と技術の向上に努める。

(キ) 団員の増強と連携

各種活動を通して仲間意識を高め、その輪を広げて活動基盤の強化に努めることで、分団間の連携の充実を図り、県一団としての取組みを目指す。

また、高校を卒業する青少年赤十字メンバーに対し積極的な入団の勧誘、また、県内の大学等での学生分団の新設の呼びかけなど、団員の増強に努める。

(ク) 救急法等講習会への参加

救急法等各種講習会に積極的に参加し、技能の研鑽に努める。

(ケ) 青少年団体等主催行事への参加

各種青少年団体の主催する行事に積極的に参加し、奉仕団のアピールと共に、相互の連携と交流を図る。

イ 安全奉仕団

赤十字安全事業の普及に寄与するため、年間を通して支部の計画及び地区分区の要請に基づいて救急法等の普及に努める。また、救急法等の技術を生かし、赤十字の主要事業である災害救護活動、地域防災活動に積極的に取り組む。

(ア) 委員会の開催

奉仕団運営のために委員会を開催し、奉仕団活動の企画、見直しを行う。

(イ) 研修会の開催

団員の知識、技術向上のための研修会を定期的に行う。

(ウ) 各種赤十字講習会の推進

救急法、家庭看護法、水上安全法、幼児安全法、雪上安全法の指導と赤十字思想の普及を図り、学校での普及に際しては、青少年赤十字未採用校に対し積極的に加盟促進を図る。

また、事務局と連携を密にし講習普及に係る活動資材の整備や事務にあたる。

(エ) 赤十字思想普及キャンペーンの推進

5月8日の「世界赤十字デー」に関連し、赤十字思想普及キャンペーンに積極的に参加し、赤十字思想の普及に努める。

(オ) ブロック活動の推進と団員の連携

ブロック毎に組織的な活動を展開し、団員相互の連携を一層深める。

(カ) 災害救護活動への参加

災害発生時は防災ボランティアとして救護活動に積極的に参加し、災害現場又は、救護所での搬送補助、応急手当、救援物資の搬送及び配分等を行う。

また、平常時は救急法等の技術研修、防災ボランティア関係研修会、防災訓練に参加し、防災知識と技術の向上に努める。

(キ) 機関紙の発行

団員間の情報の共有化と団員意識の高揚を図るため、機関紙を発行する。

ウ 看護奉仕団

看護師資格者等をメンバーとして、赤十字精神に基づき看護、介助技術を生かし、赤十字事業の推進に努める。

(ア) 委員会の開催

奉仕団運営のために委員会を開催し、奉仕団活動の企画、見直しを行う。

(イ) 研修会の開催

団員の知識、技術向上のための研修会を定期的に開催する。

(ウ) 臨時救護の実施

各種行事（他団体主催行事を含む）等における臨時救護活動を実施する。

(エ) 献血推進活動への参加

献血ルームにおいて不採血者への健康相談、健康指導を行う。また、VVR（血管迷走神経反応）者等の早期発見に努める。

(オ) 赤十字思想普及キャンペーンの推進

5月8日の「世界赤十字デー」に関連し、赤十字思想普及キャンペーンに積極的に参加し、赤十字思想の普及に努める。

(カ) 災害救護活動への参加

災害発生時は防災ボランティアとして救護活動に積極的に参加し、災害現場又は救護所での医療スタッフの補助、応急手当、巡回診療補助、避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）を行う。

また、平常時は救急法等の技術研修、防災ボランティア関係研修会、防災訓練に参加し、防災知識と技術の向上に努める。

(キ) 機関紙の発行

団員間の情報の共有化と団員意識の高揚を図るため、機関紙を発行する。

エ 語学奉仕団

国際社会に対応するため、語学力を生かして赤十字事業の推進に努める。

(ア) 委員会の開催

奉仕団運営のために委員会を開催し、奉仕団活動の企画、見直しを行う。

(イ) 研修会及び情報交換会の開催

団員の知識、技術向上のための研修会や情報交換会を定期的に開催する。

(ウ) 通訳、翻訳サービス活動の実施

成田赤十字病院を始めとする県内の病院における外国人患者への通訳及び翻訳サービスを積極的に行う。また、赤十字が展開する国際活動への支援に積極的に努める。

(エ) 災害救護活動への参加

災害発生時は国際交流関係団体と連携を密にし、防災ボランティアとして外国人に対する救護活動に積極的に参加し、通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等を行う。

また、平常時は救急法等の技術研修、防災ボランティア関係研修会、防災訓練に参加し、防災知識と技術の向上に努める。

(オ) 機関紙（隔月）の発行

団員間の情報の共有化と団員意識の高揚を図るため、機関紙を発行する。

オ 成田赤十字病院ボランティア会

成田赤十字病院を活動の場として、入院患者及び外来患者等に対して心の安らぎを与える活動の推進に努める。

(ア) 委員会の開催

奉仕団運営のために委員会を開催し、奉仕団活動の企画、見直しを行う。

(イ) 研修会の開催及び協議会への参加

赤十字精神の一層の理解を深め、団員意識の高揚を図るとともに、活動の基盤を確立するため各種研修を積極的に開催し、団員の参加を図る。

また、各種協議会への団員の参加を図り、情報交換を行い、活動の活性化を図る。

(ウ) 介助・案内サービスの実施

入院患者及び外来患者等に対して、安心して病院を利用いただくための活動を実施する。

(エ) 院内行事の実施

入院患者に対して四季の行事（七夕、クリスマス会等）の企画、運営を行う。

(オ) 災害救護活動への参加

災害発生時は防災ボランティアとして救護活動に積極的に参加し、外来患者への対応、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等を行う。

また、平常時は救急法等の技術研修、防災ボランティア関係研修会、防災訓練に参加し、防災知識と技術の向上に努める。

(カ) 広報活動及び団員の増強

活動を広報し、団員を募り、団員増強に努める。

(キ) 機関紙の発行

団員間の情報の共有化と団員意識の高揚を図るため、機関紙を発行する。

カ 特殊救護奉仕団

赤十字精神に基づき、救急法及び通信等の特殊技術を駆使して機動的な救護活動に努める。

(ア) 委員会の開催

奉仕団運営のために委員会を開催し、奉仕団活動の企画、見直しを行う。

(イ) 研修会（訓練）の開催

団員の知識、技術向上のための研修会を定期的で開催する。

(ウ) 臨時救護の実施

各種行事（他団体主催行事を含む）等における臨時救護活動を実施する。

(エ) 無線通信訓練の実施

災害発生を想定し、各種防災訓練において無線通信訓練を積極的に実施する。

また、全国で行われる非常無線通信訓練に積極的に参加する。

(オ) 災害救護活動への参加

災害発生時は防災ボランティアとして救護活動に積極的に参加し、災害現場又は救護所での搬送補助、応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配分等を行う。

また、平常時は救急法等の技術研修、防災ボランティア関係研修会、防災訓練に参加し、防災知識と技術の向上に努める。

キ 安全水泳奉仕団

赤十字安全事業の一つとして、水の事故から生命を守るための知識や技術等の普及に努める。

(ア) 委員会の開催

奉仕団運営のために委員会を開催し、奉仕団活動の企画、見直しを行う。

(イ) 研修会（トレーニング）の開催

団員の知識、技術向上のための研修会を定期的で開催する。

(ウ) 安全水泳の普及

水の事故から生命を守るための知識や技術等の普及に努める。また、学校での安全水泳の普及に際しては、青少年赤十字未採用校に対し積極的に採用促進を図る。

(エ) 臨時救護の実施

各種行事（他団体主催行事を含む）等における臨時救護活動を実施する。

(オ) 赤十字思想普及キャンペーン

赤十字思想普及キャンペーンを積極的に実施し、赤十字思想の普及に努める。

(カ) 災害救護活動への参加

災害発生時は防災ボランティアとして救護活動に積極的に参加し、津波又は洪水に

よる溺水者の救助及び応急手当等を行う。

また、平常時は救急法等の技術研修、防災ボランティア関係研修会、防災訓練に参加し、防災知識と技術の向上に努める。

(キ) 機関紙の発行

団員間の情報の共有化と団員意識の高揚を図るため、機関紙を発行する。

ク 青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字事業の普及に寄与するため、千葉県青少年赤十字指導者協議会との連携を通して、赤十字活動及び青少年赤十字活動の充実と採用の促進に努める。

(ア) 委員会の開催

奉仕団運営のために委員会を開催し、奉仕団活動の企画、見直しを行う。

(イ) 研修会の開催

団員の知識、技術向上のための研修会を定期的に開催する。

(ウ) 青少年赤十字活動の普及

県内未採用校に対し、採用の促進を行う。

また、青少年赤十字地区指導者協議会との連携を深め、青少年赤十字採用校へのサポート等青少年赤十字事業の推進に寄与する。また、積極的に地域のニーズを探り、地域における活動の推進に努める。

(エ) 災害救護活動への参加

災害発生時は防災ボランティアとして救護活動に積極的に参加し、避難所の子ども達に対する遊びや学習の支援等を行う。

また、平常時は救急法等の技術研修、防災ボランティア関係研修会、防災訓練に参加し、防災知識と技術の向上に努める。

(オ) 機関紙の発行

団員間の情報の共有化と団員意識の高揚を図るため、機関紙を発行する。

第8 青少年赤十字

青少年赤十字は、青少年に対する、赤十字の精神に基づく「人の生命と健康を守り、人間の尊重を確保すること」を目指す教育を推進し、青少年自身が日常生活の中で望ましい人格と精神を自ら形成することをサポートするため次の事業を行う。

特に、県下の幼稚園・保育園から高校までの、青少年赤十字への採用校を着実に促進するとともに、指導体制の一層の強化・充実を図り、併せて国際人道法の理解促進のために、各種活動や研修会へメンバー・指導者が積極的に参加できるよう努める。

1 活動目標

(1) 基本目標

ア 青少年赤十字の三つの実践目標（「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」）の具体化を図る。

本年度は、年間テーマを定めず、採用校で取り組み易い3つの実践目標を、積極的に実践することに努める。

イ 青少年赤十字メンバーの増強と資質の向上を図るとともに、県内における青少年赤十字活動の普及に努める。

ウ 奉仕団・青少年赤十字連絡協議会を実施し、赤十字奉仕団をはじめ各種奉仕団と青少年赤十字の連携を強化し、地域に根ざした活動を推進する。

エ 赤十字諸原則の学習と実践活動の推進を図る。

(2) 具体的目標

ア 3つの実践目標を具体的な行動に移すため、行動目標（「気づき、考え、実行する」）のもとにメンバーの増強と資質の向上を図る。

イ 指導者の養成と指導体制の強化を図る。

ウ 青少年赤十字連絡協議会及び地区協議会組織の強化を図る。（採用校・未採用校との連携）

エ 各地域において、各種奉仕団の連携による、健康・安全、奉仕、防災等の活動の普及を図る。（防災・体験学習等における健康安全プログラムや、救急法の普及）

オ 各種奉仕団と青少年赤十字の連携を強化し、地域に根ざした奉仕活動を推進する。

カ 国際人道法の理解と普及促進

キ 青少年赤十字活動に関するホームページや情報紙等を通して、加盟校や未加盟校及び県民へ紹介する。（情報誌を公民館等に設置し県民に紹介）

2 会議の開催

年間の事業計画、活動方針を決定し、その円滑な運営を図るため、次の会議を開催し、

赤十字の理解者の育成に努め、指導体制の強化と、活動の推進に努める。

(1) 教職員（指導者）対象

- ア 青少年赤十字採用校校長会（指導責任者会）総会並びに研修会（4月）
- イ 青少年赤十字全国指導者協議会総会（9月）
- ウ 青少年赤十字指導者協議会幹事会（10月、2月：2回）
- エ 第2ブロック青少年赤十字指導者協議会・研究協議会（8月17日）当番県

(2) メンバー対象

- ア 青少年赤十字高校メンバー協議会（5月、11月、2月：3回）

(3) 青少年赤十字事業の企画、立案

- ア 青少年赤十字指導者協議会常任運営委員会（6月、8月、1月、3月：4回）
- イ 青少年赤十字指導者協議会運営委員会（5月、8月：2回）

3 研修会等の開催

指導者及びリーダーの養成を図るため、対象者に応じた次の研修等を行う。

(1) 教職員（指導者）対象

- ア 青少年赤十字指導主任者研修会（5月）
- イ 青少年赤十字校長・教頭対象研修会（5月）
- ウ 青少年赤十字地区指導者協議会長研修会（5月）
- エ 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者研修会（6月）
- オ 青少年赤十字トレーニング・センター指導者養成講習会（6月：本社主催）
- カ 青少年赤十字指導者研修会（8月）
- キ 青少年赤十字中央講習会（8月：本社主催）
- ク 指導主事対象青少年赤十字研究会（1月：本社主催）
- ケ 青少年赤十字指導経験者研修会（3月）
- コ 教職員対象赤十字救急法講習会（通年）

(2) メンバー対象

- ア 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター（7月～8月）
- イ 青少年赤十字高校メンバー対象赤十字救急法救急員養成講習会（8月）
- ウ 青少年赤十字スタディー・センター（12月）

4 「千葉県青少年赤十字のつどい」の開催

青少年赤十字採用校の活動促進、メンバーの増強と資質の向上を目的として、県内の青少年赤十字メンバー及び指導者が一堂に会する「青少年赤十字のつどい」を開催する。

- (1) 指導者の派遣
 - ア 福祉学習における技術指導者の派遣（車椅子介助、点字、手話等）
 - イ 救急法等講習会への指導員の派遣（救急法、水上安全法、家庭看護法、幼児安全法、雪上安全法）
 - ウ 防災活動学習への講師の派遣（非常食の炊き出し、災害に備えて、地域に根付いた防災活動など）
 - エ 各種講座への講師の派遣（グループ・ワーク、ボランティア・サービス、学校教育と青少年赤十字、国際人道法等）
- (2) 学習資材の貸し出し
 - ア 体験学習用資材の貸し出し（車椅子、高齢者疑似体験セット、点字学習用資材他）
 - イ 国際活動紹介資材の貸し出し（地雷模型、展示用義肢、活動紹介パネル、ネパールの水瓶他）
 - ウ 視聴覚関連資材の貸し出し（赤十字活動紹介ビデオ、ボランティア活動ビデオ他）
- (3) 学習資材の提供
 - ア メンバー向け資料の提供（青少年赤十字ハンドブック、青少年赤十字機関紙他）
 - イ 指導者向け資料の提供（青少年赤十字指導者手引き、青少年赤十字機関紙他）
 - ウ その他共通資料の提供（各種ブックレット、ガイドブック他）
- (4) 職場体験学習の受入
 - ア 日本赤十字社千葉県支部（赤十字活動全般についての学習、ボランティア体験）
 - イ 義肢製作所（義手・義足などの製作方法の見学、義手・義足の装着体験）
 - ウ 赤十字病院（院内の見学や、災害救護についての学習）
 - エ 血液センター（献血ルームの見学や呼び込みのお手伝い、献血制度・血液についての学習）

第9 援 護 事 業

県や市町村及び各種団体等の要請に応えるため、応急手当などの技術を有する奉仕団員の協力を得て、救護所の開設や救護員の派遣を行い、臨時救護や健康相談等の援護事業を実施する。

1 援護事業の推進

(1) 各種臨時救護

県内各地において開催される大会、競技会、祭典など、各団体等主催者からの要請により救護員を派遣し、急病人、ケガ人の応急手当を行う。

(2) 中国帰国者健康相談（千葉県委託事業）

中国からの帰国者及びその家族を対象として、年1回、健康相談及び栄養相談を実施して、自力更正を援助する。

第10 社会福祉事業

身体に障害をもっている方々の身体機能を補い障害の軽減を図り、職場や日常生活での利便性の向上を図ることを目的に義肢や装具の製作を行う。

また、赤十字活動の基盤であるボランティア組織や赤十字病院などを軸として、保健医療、福祉を総合的に推進し、地域の実情に応じたきめ細かい地域福祉活動を展開する。

1 義肢製作所の運営

義肢・装具の製作には、優れた適合技術が求められる。常に技術、知識の修得に努め、新しい技術、素材等を積極的に取り入れ、義肢・装具の機能の向上、軽量化等を図り、またアフターサービス・メンテナンスサービスにも重点をおき、障害者の立場から望まれる義肢・装具の製作・修理事業を実施する。

近年の高齢化等で来所困難な方が増え、訪問を希望する方も年々増加している。そのため、当製作所では片麻痺などの障害をもった方々のために個別訪問を行い補装具等についての相談を実施する。

また、障害者自立支援法へ制度が切り替わるなど社会環境の変化、医療の進歩等で義肢・装具の需要にも変化が見られ、ニーズも多様化してきている中、義肢製作所に対しての要望をふまえ障害者の方々へ赤十字としてより良いサービスの提供を行う。

(1) 出張相談及び訪問相談

千葉県障害者相談センター及び千葉市障害者相談センターが実施する出張相談に参加し、遠隔地の障害者の方々の義肢・装具に関する相談を実施する。

また、来所が困難な方への訪問相談も積極的に実施する。

(2) 医療機関等との連携協力

病院内術後患者等の義肢・装具製作に当たっては医療機関等と連携協力し、医師の指示のもとに国家資格を持つ義肢装具士が相談、装着訓練等に参加する。

また、品質の向上に努め万全の援護を図るとともに、知識、技術を研鑽し義肢・装具の研究・開発に努める。

(3) 広報活動

当製作所の活動についての理解を深める方策として、広報用資材を市町村窓口及び関係機関等に配布するとともに、インターネットを活用し、より一層の広報活動に努める。

2 地域福祉活動の推進

高齢社会に対応する赤十字の福祉活動を推進するため、ボランティアによる支援活動の推進を図る。

(1) 地域高齢者生活支援活動（再掲）

2地区の地域奉仕団をモデル奉仕団として指定する。

(2) 「災害時高齢者生活支援講習」を開催し、災害時支援活動に活かせるようにする。

第11 赤十字会館の建設

現千葉県赤十字会館（支部事務局・血液センター）は老朽化が著しく、さらに耐震性能が低いことから、災害時における救護活動の拠点となるよう、平成19年度から新社屋の建設に着手している。

また、血液事業部門においては、組織の集約化を踏まえ千葉港出張所（仮称）とし、採血・供給のための拠点として整備する。

1 会館の規模、構造

- (1) 所在地 千葉市中央区千葉港116番11
- (2) 延床面積 4812.914㎡（敷地面積2,999.99㎡）
- (3) 構造 鉄骨造 制震構造 地上6階建

2 会館の概要

- (1) 支部事務局、特別会議室（災害対策室）、ボランティア関係各室、講習・会議室等
- (2) 災害救護倉庫（別棟）
- (3) 義肢製作所
- (4) 血液事業部門（採血・献血推進部門、供給部門）

3 所要経費

総経費概算 約23億5千万円

4 建設スケジュール

平成19年7月～平成20年1月 基本設計及び実施設計

平成20年4月 着工

平成21年8月 竣工

第12 社員制度の拡充と広報活動

地区区分との緊密な連携のもと、協賛委員や赤十字奉仕団、有功会員などの関係者の協力を得ながら、赤十字活動の広報を積極的に行い、「社員増強・社資募集運動」を通じて、県民に赤十字思想普及と理解を求め、日本赤十字社の組織の根幹である社員の増強と事業の安定的な推進のための社資の確保に努める。

1 社員増強・社資募集運動

社員増強・社資募集運動を年間を通じて展開する。特に5月1日から6月30日までを「赤十字運動月間」として県下一斉に募集運動を行う。

(1) 募集目標

ア 社員増強目標数	640,000人
・一般社員	600,000人
・高額社員	40,000人
イ 社資募集目標額	685,000,000円
・一般社資	585,000,000円
・法人社資	100,000,000円

(2) 運動方策

ア 個人社員の増強

(ア) 都市化地域での赤十字活動の普及

- ・ 地区との連携のもと、集合住宅での救急法の実施や資料配付などの組織的な展開を図る。
- ・ 地域新聞への赤十字活動折り込みチラシの配付

(イ) 地域との連携

- ・ 地区区分・奉仕団との連携を図り地域全体で赤十字活動の活発化を図る。

(ウ) 町内会・自治会を通じた社員加入促進

- ・ 支部作成の広報資材を活用し、全県民に対して赤十字活動の理解を図り、社員加入を促進する。
- ・ 車内吊り広告、ケーブルテレビ等の積極的活用により赤十字活動の普及と社員の増強に努める。
- ・ 社資募集にあたっては、社員への加入意思の確認を行うよう徹底する。

イ 特別協賛社員（高額社員）の増強

(ア) 社員制度の基盤強化と社資の増収を図るため、高額社員（個人で1,000円以上の社費を納める社員）の増強を積極的に推進する。

また、県、市町村をはじめ、県内の企業や団体の協賛による職域での社員募集に

努める。

ウ 法人社員の増強

県内の法人を対象として、地区分区と赤十字地域奉仕団員との連携協力のもとに赤十字思想の普及と法人社資の増収に努める。

(ア) 地区分区・奉仕団との連携強化

- ・ 地区分区のダイレクトメール依頼件数の増加
- ・ 地域奉仕団による地元企業や商店街での募集強化

(イ) 支部職員による主要企業訪問活動の推進

- ・ 有功会と連携した訪問
- ・ 血液センター、病院関連企業への訪問
- ・ 主要企業への訪問
- ・ 救急法関連企業への社資協力依頼

(ウ) 社会貢献メニューの整備

(エ) 法人社資協力企業に対する赤十字サポーター（協賛）の依頼

(オ) 安定的な協力企業の募集

- ・ 社会貢献企業として支部ホームページに掲載
- ・ 活動内容の定期的報告

(カ) ダイレクトメールによる法人の加入推進

エ 組織的な取組の強化

(ア) 地区・分区職員等の社資募集運動従事者に対する赤十字の普及啓蒙活動の促進

- ・ 地区分区職員を対象とした研修の充実
地区分区新任事務員研修会（平成21年4月）
地区分区事務委員研修会（平成22年2月）
- ・ 協賛委員の委嘱及び社資説明会・推進会議等の開催
町内・自治会役員を社員増強社資募集運動の支援者として赤十字協賛委員に委嘱し、各町会自治会毎に「社資募集説明会」を開催する。
- ・ 地域奉仕団に対して各奉仕団毎に「社資募集説明会」を開催する。
また、協賛委員と地域奉仕団員の緊密な連携のもと、地域における赤十字の理解促進を図るため「協賛委員・赤十字奉仕団合同推進会議」を開催する。
- ・ 自治会説明会、地域奉仕団説明会における赤十字活動紹介の充実

(イ) 高額寄付者の募集強化

県内在住の地域有力者に対し、ダイレクトメールによる社旨の普及を行い高額社資の募集に努める。

(ウ) 赤十字施設における社資募集の強化

赤十字施設（病院・血液センター）において、受診者、献血者等への社資募集の

働きかけをする。

- (エ) 都市部に重点を置いた赤十字思想・活動普及と社員増強社資募集の組織的な取組
 - ・ 集合住宅居住者対象のパパママ救急法等の開催等赤十字活動を通じた社員の募集
 - ・ 地域奉仕団が開催する一日赤十字や赤十字のつどいなどイベントと連携した社員の募集
- (オ) 新たな社資募集と活動の推進
 - ・ 新たな社資募集（救援金・義援金寄託者に対する社員加入のお願い）
 - ・ 企業と連携したセミナーの開催
- (カ) 運動月間等チラシの全戸回覧
 - ・ 千葉県内全戸に赤十字活動チラシの回覧を実施する

2 広報活動

多くの県民から赤十字に対する理解を得るため、赤十字の活動紹介を広範囲にわたり積極的に展開し、赤十字思想の普及を図ることにより、これまでの支援者に加え若年層からも支援を得られるよう努める。

(1) 各種広報誌の発行

赤十字思想の普及を図るため、各種事業を分かりやすく紹介し、身近な赤十字をアピールする。

(2) キャンペーンの開催

千葉県支部が主催する運動月間中の赤十字思想普及キャンペーンをはじめ、各市町村並びに他団体が主催する各種イベントに積極的に参加し、広く一般の方々へ赤十字の人道的活動を紹介することにより、赤十字活動への理解を図る。

(3) その他広報活動

若年層からの理解が得られるよう、インターネット、ラジオ、ケーブルテレビを通じ、わかりやすい活動を実施するとともに、各種イベントや講習会等の情報を提供する。

3 赤十字大会等の開催

(1) 全国赤十字大会

期 日 平成21年 5月
会 場 東京都 明治神宮会館

(2) 日本赤十字社有功章等贈呈式

期 日 平成21年11月
会 場 千葉市内

(3) 紺綬褒章並びに厚生労働委大臣感謝状伝達式

期 日 平成21年 8月、平成22年 2月

会 場 千葉市内

4 有功会活動の促進

有功会活動の更なる活性化を図るため、活動内容を充実し魅力ある行事を通じて、会員はもとより非会員の方々の参加を求め、会の主目的である「仲間づくり運動」を積極的に推進する。

5 表 彰

日本赤十字社社業推進に功労のあった方々を表彰する。

(1) 個人・法人表彰

社資功労及び業務功労のあった個人・法人に対し、有功章及び感謝状を贈呈し表彰する。

(2) 町内会・自治会表彰

社員増強運動において、全戸加入を達成した町内会・自治会等に対し、感謝状を贈呈し表彰する。

(3) 赤十字地域奉仕団表彰

社資募集運動において、優秀な成績を挙げた赤十字地域奉仕団に対し、感謝状を贈呈し表彰する。

6 地域（地区・分区）活動の充実

地域における赤十字活動は、地区・分区並びに地域奉仕団が主体となり、社資募集活動をはじめ地域福祉活動や献血推進活動、各種研修会等を実施している。

これら地域（地区・分区）活動のより一層の充実を図るため、「地区分区交付金交付要領」に基づく支部からの交付金を有効かつ効果的に活用し、各地域に即した赤十字事業の安定的な活動に努める。

第13 事業推進に関する会議及び研修

日本赤十字社千葉県支部の事業全般にわたり審議するための会議等を開催する。

また、支部及び病院、血液センターの職員を対象に、赤十字職員として厳正な業務執行体制を確立するため、各職の役割に応じた各種研修会を開催するとともに、赤十字職員としての深い知識や技能の習得と意識の高揚を図ることを目的とした課題別研修会等を開催する。

1 会議の開催

(1) 評議員会

各事業の計画、実施状況、予算、決算等について審議するため、評議員会を平成21年6月、平成22年2月に開催する。

(2) 参与会議

各事業の計画及び予算等について意見を聴取するため、参与会議を平成22年1月に開催する。

(3) 地区長会議

支部における社員増強及び社資募集運動等について協議するため、地区長会議を平成21年4月に開催する。

2 研修会の開催

(1) 新規採用職員研修会

新たに採用された職員を対象とし、平成21年4月に開催する。

(2) 一般職員研修会

入社5年程度の職員を対象とし、平成21年9月に開催する。

(3) 中堅職員研修会

係長級職員を対象とし、平成21年10月に開催する。

(4) 管理職員研修会

課長級職員を対象とし、平成21年11月に開催する。

(5) 課題別研修会

全職員を対象とし、課題やテーマ別に随時開催する。

(6) その他研修会

近隣支部合同研修会及び各施設による研修会を開催する。

第14 収支予算の概要

1 一般会計

平成21年度一般会計歳入歳出予算額は、1,531,866千円で、前年度比13.0%の減額を計上した。その主な要因は、前年度において赤十字会館新社屋竣工を計画し建て替え費用等を計上していたためである。

歳入については、世界の金融資本市場危機を契機に世界的な景気後退が見られ国内の経済状況は依然として厳しい状況が続く中で、地区分区と緊密な連携のもとに協賛委員や赤十字奉仕団、有功会会員などの協力を得て、社員増強・社資募集運動を積極的に展開していくことから、その主たる社資収入を685,000千円とし、前年度と同額を見込んだところである。

具体的な方策としては、都市化地域での募集体制を強化するために積極的な情報提供と協力促進を図るほか、企業訪問の強化をより一層推進して赤十字運動への理解の促進をするとともに、法人社員増強キャンペーン等を実施し、社員増強を図る。

また、ラジオ、新聞、電車内広告などの幅広い広報活動に加え、赤十字運動理解促進に関するイベントを実施し、より一層の理解と協力が各層から得られるよう努める。

歳出については、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に留意し、県民から寄せられる赤十字への期待と信頼に応えられるよう、各種事業の更なる充実を図る。

災害救護事業においては、災害現場用映像伝送システム等の救護資機材の整備を行い、県内はもとより、国内における大規模災害に対応できる救護体制の強化を図るとともに、市川拠点倉庫の再整備や地区分区の5箇所小型救援物資保管倉庫の設置、非常用炊き出し釜9台の配備を行い、県内における小規模災害への救護活動の対応強化も図る。

社会活動事業としては、救急法等講習のより一層の普及と指導体制の強化に努めるほか、国際救援事業としては、カンボジア地雷犠牲者支援事業等を継続して実施する。

また、平成19年度から着手した赤十字会館新社屋の建設は平成21年8月の竣工を予定している。

平成21年度 一般会計歳入歳出予算総括表

1 歳 入

(単位：千円・%)

科 目	平成21年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第2款 支部収入				
第1項 社 資 収 入	685,000	685,000	100.0	
第2項 委 託 金 等 収 入	60	60	100.0	
第3項 補助金及び交付金収入	300	25,199	1.2	
第4項 繰 入 金 収 入	678,639	900,819	75.3	
第9項 雑 収 入	81,435	79,733	102.1	
第10項 前 年 度 繰 越 金	86,432	70,540	122.5	
歳 入 合 計	1,531,866	1,761,351	87.0	

2 歳 出

(単位：千円・%)

科 目	平成21年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第2款 支部費				
第1項 災 害 救 護 事 業 費	79,815	102,755	77.7	
第2項 社 会 活 動 費	176,456	176,369	100.0	
第3項 国 際 活 動 費	11,346	11,169	101.6	
第4項 指定事業地方振興費	80,000	80,000	100.0	
第5項 地区分区交付金支出	99,633	99,547	100.1	
第6項 社 業 振 興 費	94,268	96,390	97.8	
第7項 基盤整備交付金・補助金支出	4,288	5,876	73.0	
第10項 積 立 金 支 出	17,216	17,375	99.1	
第12項 総 務 管 理 費	149,258	142,902	104.4	
第13項 資産取得及び資産管理費	730,336	939,718	77.7	
第14項 本 社 送 納 金 支 出	86,250	86,250	100.0	
第15項 予 備 費	3,000	3,000	100.0	
歳 出 合 計	1,531,866	1,761,351	87.0	

2 医療施設特別会計

平成21年度医療施設特別会計収益的収入及び支出部門は、収入総額17,224,157千円で前年度比1.9%の増、支出総額は17,212,922千円で2.4%増であり、収支差額に11,235千円を計上した。

収入予算については、総額の94.3%を占める医業収益を16,250,598千円、前年度比1.1%増と見込んだところである。

これは、年間を通した病床利用率の安定的な確保、7：1看護加算の継続、さらには手術室の効率的な運用による高度医療手術件数の増加及びDPC対象病院への移行による入院診療単価の向上を見込み計上したものである。

支出予算については、総額の95.6%を占める医業費用を16,451,612千円、前年度比2.4%増と見込んだところである。経常経費の増加等に対して、DPC分析による医療の標準化、赤十字医療施設としてのグループメリットを生かした診療材料の共同交渉による購入経費の抑制、ジェネリック薬品採用率の向上による医薬品費の削減、徹底したコスト意識による経費の節減などに努め、合理的かつ効率的な病院経営に取り組むことを目標として計上したものである。

次に、資本的収入及び支出部門は、総額で749,768千円を計上したが、その主な内容は医療機器の整備に315,875千円、A棟建設等にかかる借入金元金償還に270,314千円である。

なお、その財源については、内部留保金（自己資金）及び各種補助金をもって賄うこととしている。

平成21年度 医療施設特別会計歳入歳出予算総括表

1 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成21年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 病院収益				
第1項 医業収益	16,250,598	16,066,417	101.1	
第2項 医業外収益	899,983	746,620	120.5	
第3項 医療社会事業収益	8,219	5,646	145.6	
第4項 付帯事業収益	65,357	67,771	96.4	
第5項 特別利益	0	15,448	0.0	
合 計	17,224,157	16,901,902	101.9	

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成21年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 病院費用				
第1項 医業費用	16,451,612	16,066,417	102.4	
第2項 医業外費用	415,969	394,277	105.5	
第3項 医療奉仕費用	165,593	167,011	99.2	
第4項 付帯事業費用	150,263	156,210	96.2	
第5項 特別損失	6,466	7,624	84.8	
第6項 法人税等	13,019	12,315	105.7	
第7項 予備費	10,000	0	0.0	
合 計	17,212,922	16,803,854	102.4	

収 支 差 額 11,235 千円

2 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成21年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 病院収入				
第1項 固定負債	150,098	290,660	51.6	
第3項 その他資本収入	599,670	681,966	87.9	
合 計	749,768	972,626	77.1	

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成21年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 病院費				
第1項 固定資産	441,001	589,190	74.8	
第2項 借入金等償還	308,767	383,436	80.5	
合 計	749,768	972,626	77.1	

3 予算の積算基礎となる患者数

科 目	平成21年度予算額	前 年 度	前年度比	備 考
外来患者数	年 間	332,320	359,120	92.5
	1日平均	1,240	1,340	92.5
入院患者数	年 間	233,170	238,300	97.8
	1日平均	639	653	97.9

3 血液事業特別会計

平成21年度血液事業特別会計の収益的収入及び支出予算は、収入総額7,493,196千円で前年度比3.3%の増、支出総額は7,416,992千円で前年度比2.3%の増、収支差引額76,204千円を計上した。

収入については、総額の約84.5%を占める事業収入を6,332,653千円、前年度比2.4%の増加を見込んだところである。

支出については、一層の効率的、合理的な事業運営を図ることに留意したが、千葉県赤十字会館移転関連費用等が発生することから、総額の約77.1%を占める事業費用は5,717,946千円、前年度比1.3%の増加を見込んだところである。

なお、本支社勘定収入及び支出の増加については、平成20年7月検査部門を東京都センターに集約したことにより、これを財政調整事業で実施したことによるものである。

資本的収入及び支出予算は、移動検診車、献血運搬車等の更新に15,000千円、機械備品の更新に13,605千円のほか、千葉県赤十字会館新築にかかる千葉港センター建築工事費等382,987千円、合計411,592千円を計上した。

整備財源については、借入金360,000円、支部繰入金21,300千円、及び血液センター自己資金30,292千円を充てることとしている。

平成21年度 血液事業特別会計歳入歳出予算総括表

1 収益的収入及び支出 (収 入) (単位：千円・%)

科 目	平成21年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 血液事業収入				
第1項 事業収入	6,332,653	6,186,251	102.4	
第2項 事業外収入	84,314	87,483	96.4	
第3項 関連事業収入	5,866	5,188	113.1	
第4項 本支社勘定収入	1,070,363	973,242	110.0	
合 計	7,493,196	7,252,164	103.3	

(支 出) (単位：千円・%)

科 目	平成21年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 血液事業費用				
第1項 事業費用	5,717,946	5,644,865	101.3	
第2項 事業外費用	182,450	159,076	114.7	
第3項 関連事業費用	5,866	5,188	113.1	
第4項 本支社勘定費用	1,510,730	1,443,035	104.7	
合 計	7,416,992	7,252,164	102.3	

収入支出差引額 76,204 千円

2 資本的収入及び支出 (収 入) (単位：千円・%)

科 目	平成21年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 血液事業収入				
第1項 借入金等収入	360,000	348,000	103.4	
第3項 その他収入	51,592	223,648	23.1	
合 計	411,592	571,648	72.0	

(支 出) (単位：千円・%)

科 目	平成21年度予算額	前年度予算額	前年度比	備 考
第1款 血液事業支出				
第1項 固定資産支出	411,592	571,648	72.0	
合 計	411,592	571,648	72.0	

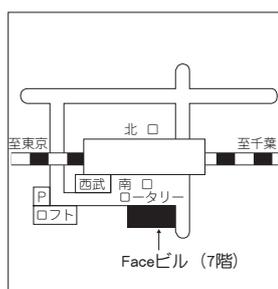
施設一覽

施設名	住所
日本赤十字社千葉県支部	〒260-8509 千葉市中央区千葉港41 TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812
日本赤十字社千葉県支部義肢製作所	〒260-8509 千葉市中央区千葉港41 TEL 043-241-7535 FAX 043-248-6812
成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-6477
成田赤十字看護専門学校	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-3000
千葉県赤十字血液センター	〒274-0053 船橋市豊富町690 TEL 047-457-0711 FAX 047-457-7304
千葉県千葉港赤十字血液センター	〒260-8507 千葉市中央区千葉港41 TEL 043-241-8331 FAX 043-241-8813

県内献血ルーム

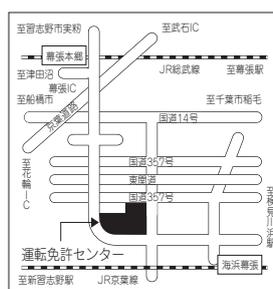
献血ルームフェイス (JR船橋駅南口 Faceビル7階)

※西側入口のエレベーターで7階
〒273-0005
船橋市本町1-3-1
Tel 047-460-0521
Fax 047-460-0522
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:40
休日: 年末年始



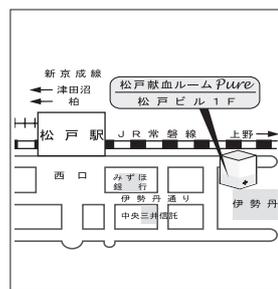
運転免許センター献血ルーム (千葉運転免許センター内)

※「駐車場」手前の右側
〒261-0025
千葉市美浜区浜田2-1
Tel 043-276-3641
Fax 043-276-3955
受付時間 9:00~13:00
14:00~16:30
(日曜日は16:10)
休日: 土曜日・祝日・年末年始



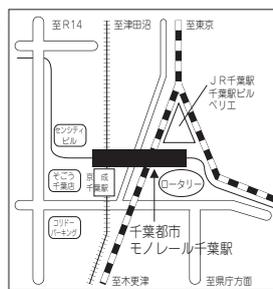
松戸献血ルーム Pure (松戸ビル1階)

※JR松戸駅西口伊勢丹松戸店隣
〒271-0092
松戸市松戸1307-1
Tel 047-703-1006
Fax 047-703-1007
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:40
休日: 年末年始



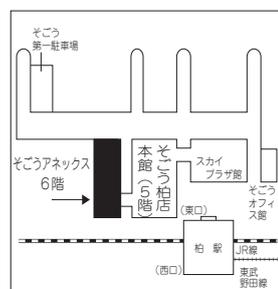
モノレールちば駅献血ルーム (モノレール千葉駅構内)

※京成千葉駅千葉そごう側改札口前
〒260-0031
千葉市中央区新千葉1-1-1
Tel 043-224-0332
Fax 043-224-0431
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:40
休日: 年末年始



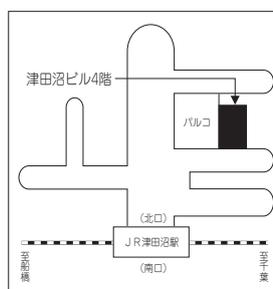
柏献血ルーム (そごうアネックス6階)

※本館エレベーターで5階の連絡通路
〒277-0005
柏市柏4-9-7 SKSビル
Tel 04-7167-8050
Fax 04-7163-6045
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:40
休日: 年末年始



津田沼献血ルーム (津田沼ビル4階)

※入口の右側エレベーターで4階
〒275-0016
習志野市津田沼1-11-4
Tel 047-493-0322
Fax 047-493-0323
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:40
休日: 年末年始



※各献血ルームの成分献血受付終了時間は午前中は12:00、午後には17:10。但し、運転免許センター献血ルームの午後には15:30。

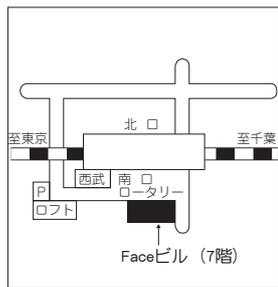
施 設 一 覧

施 設 名	住 所
日本赤十字社千葉県支部	〒260-8509 千葉市中央区千葉港4-1 TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812
日本赤十字社千葉県支部義肢製作所	〒260-8509 千葉市中央区千葉港4-1 TEL 043-241-7535 FAX 043-248-6812
成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-6477
成田赤十字看護専門学校	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-3000
千葉県赤十字血液センター	〒274-0053 船橋市豊富町690 TEL 047-457-0711 FAX 047-457-7304
千葉県千葉港赤十字血液センター	〒260-8507 千葉市中央区千葉港4-1 TEL 043-241-8331 FAX 043-241-8813

県内献血ルーム

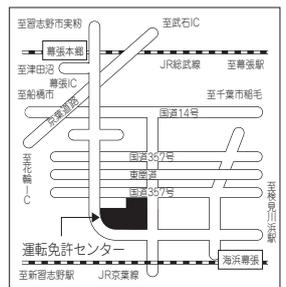
献血ルームフェイス (JR船橋駅南口 Faceビル7階)

※西側入口のエレベーターで7階
〒273-0005
船橋市本町13-1
Tel 047-460-0521
Fax 047-460-0522
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:40
休日:年末年始



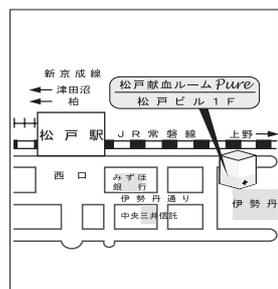
運転免許センター献血ルーム (千葉運転免許 センター内)

※「駐車場」手前の右側
〒261-0025
千葉市美浜区浜田2-1
Tel 043-276-3641
Fax 043-276-3955
受付時間 9:00~13:00
14:00~16:30
(日曜日は16:10)
休日:土曜日・祝日・年末年始



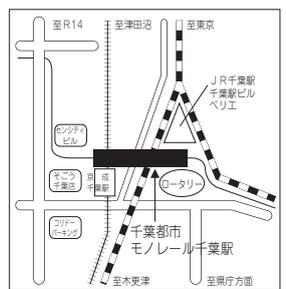
松戸献血ルーム Pure (松戸ビル1階)

※JR松戸駅西口伊勢丹松戸店隣
〒271-0092
松戸市松戸1307-1
Tel 047-703-1006
Fax 047-703-1007
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:40
休日:年末年始



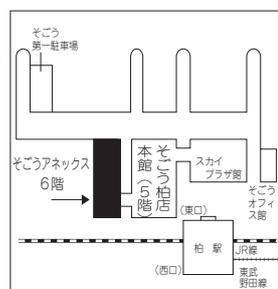
モノレールちば駅献血ルーム (モノレール千葉駅構内)

※京成千葉駅千葉そごう側改札口前
〒260-0031
千葉市中央区新千葉1-1-1
Tel 043-224-0332
Fax 043-224-0431
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:40
休日:年末年始



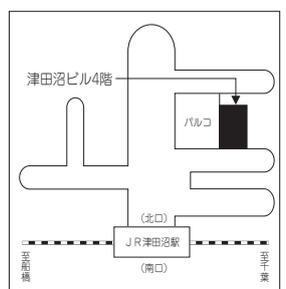
柏献血ルーム (そごうアネックス6階)

※本館エレベーターで5階の連絡通路
〒277-0005
柏市柏4-9-7 SKSビル
Tel 04-7167-8050
Fax 04-7163-6045
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:40
休日:年末年始



津田沼献血ルーム (津田沼ビル4階)

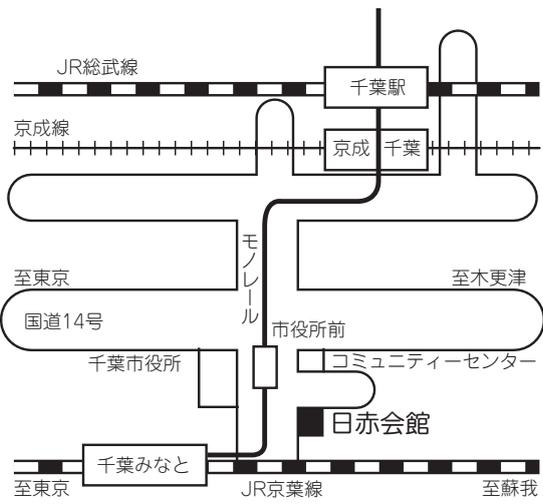
※入口の右側エレベーターで4階
〒275-0016
習志野市津田沼1-11-4
Tel 047-493-0322
Fax 047-493-0323
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:40
休日:年末年始



※各献血ルームの成分献血受付終了時間は午前中は12:00、午後は17:10。但し、運転免許センター献血ルームの午後は15:30。

案内略図

1 千葉県赤十字会館



The map shows the location of the Chiba Red Cross Association building (日赤会館) in Chiba City. It is situated near the Chiba Station (千葉駅) and the Chiba City Office (千葉市役所). The building is located at the intersection of the Chiba Monorail (モノレール) and the Chiba Line (京成千葉線). The building is marked with a red cross symbol. Other nearby landmarks include the Chiba Community Center (コミュニティーセンター) and the Chiba City Office (千葉市役所). The map also shows the JR Chiba Line (JR千葉線) and the Chiba Monorail (モノレール) routes.

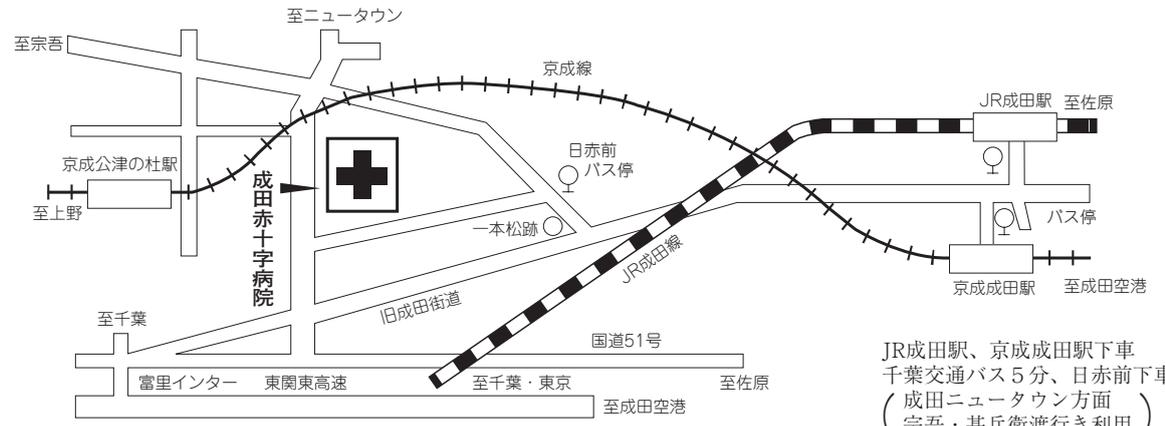
・日本赤十字社千葉県支部
〒260-8509 千葉市中央区千葉港4-1
TEL 043-241-7531 (代)
FAX 043-248-6812
URL:<http://www.chiba.jrc.or.jp>

・千葉県千葉港赤十字血液センター
〒260-8507 千葉市中央区千葉港4-1
TEL 043-241-8331 (代)
FAX 043-241-8813

- 1 JR千葉駅よりモノレールをご利用の場合は、「千葉みなと」行きにご乗車のうえ「市役所前」で下車ください。
- 2 自動車ご使用の方で、駐車を必要とする場合は、各事務室にご連絡のうえ、「駐車票」を用い「専用駐車場」をご利用ください。

但し駐車可能台数に限りがございます。事前にご連絡をお願いいたします。

2 成田赤十字病院



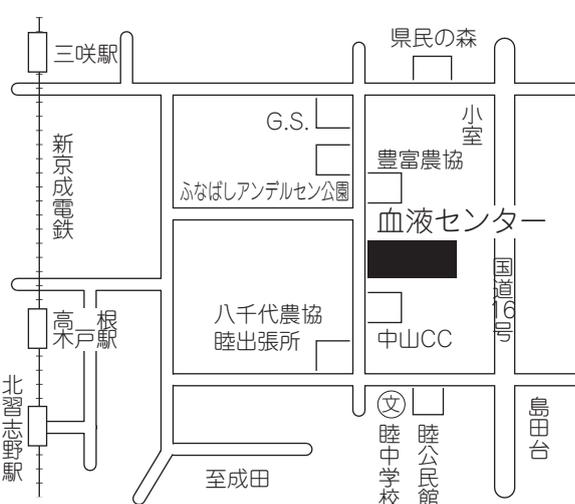
The map shows the location of the Narita Red Cross Hospital (成田赤十字病院) in Narita City. The hospital is located near the Narita Station (JR成田駅) and the Narita Airport (成田空港). The hospital is marked with a red cross symbol. The map also shows the Narita Line (JR成田線) and the Keisei Line (京成線) routes. Other nearby landmarks include the Keisei Narita Station (京成成田駅) and the Keisei Narita Airport Station (京成成田空港).

〒286-8523 千葉県成田市飯田町90番地の1
TEL 0476-22-2311 (代) FAX 0476-22-6477
URL:<http://www.naritasekijyuji.jp>

JR成田駅、京成成田駅下車
千葉交通バス5分、日赤前下車
(成田ニュータウン方面
(宗吾・甚兵衛渡行き利用))

京成公津の杜駅下車徒歩15分

3 千葉県赤十字血液センター



The map shows the location of the Chiba Red Cross Blood Center (千葉県赤十字血液センター) in Funabashi City. The center is located near the Funabashi Station (船橋駅) and the Funabashi Blood Center (船橋血液センター). The center is marked with a red cross symbol. The map also shows the Keisei Line (京成線) and the Keisei Funabashi Line (京成船橋線) routes. Other nearby landmarks include the Funabashi Blood Center (船橋血液センター) and the Funabashi Community Center (船橋コミュニティーセンター).

千葉県赤十字血液センター
所在地/〒274-0053
船橋市豊富町690
TEL 047-457-0711 (代)
FAX 047-457-7304
供給FAX 047-457-8397
URL:<http://www.chiba.bc.jrc.or.jp>

◆献血に関するお問い合わせは
TEL 047-457-0713 (業務課ダイヤルイン)

URL:<http://www.chiba.jrc.or.jp> E-mail:info@chiba.jrc.or.jp

この報告書は再生紙を使用しています。